

# 平成21年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：職業安定局雇用保険課

<p>施策名</p>	<p>雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること  (IV-4-1)</p>	<p>政策体系上の位置付け  基本目標IV 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策目標4 求職活動中の生活の保障等を行うこと</p>
<p>施策の概要</p>	<p>○目的等 労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合及び労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために失業等給付を支給する。</p>	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(現状分析(施策の必要性))          厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能及び離職者に対する再就職支援機能の強化を図るため、雇用保険制度について、公労使の三者構成による審議会(労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会)において、検討が行われ、2009(平成21)年1月7日に報告書が取りまとめられた。この報告を踏まえ、同年1月20日に「雇用保険法等の一部を改正する法律案」を2009年通常国会に提出し、同年3月27日に成立した(一部を除き、同年3月31日施行)。改正の主な内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 非正規労働者に対するセーフティネットの機能の強化              運用上の適用基準である「1年以上の雇用見込み」を「6か月以上」に緩和し、適用範囲を拡大した上で、契約更新がされなかったため離職した有期契約労働者について、被保険者期間が6か月で受給資格を得られるようにするとともに、解雇等の離職者と同様の給付日数とする。</li> <li>ii 再就職が困難な場合の支援の強化              解雇や労働契約が更新されなかったことによる離職者について、年齢や地域を踏まえ、特に再就職が困難な場合に、給付日数を60日分延長する。</li> <li>iii 安定した再就職へのインセンティブ強化              再就職手当について、給付率の引上げ・支給要件の緩和を行い、また、常用就職支度手当について、給付率の引上げ・支給対象者の拡大を行う。</li> <li>iv 育児休業給付の見直し              平成22年3月末まで給付率を引き上げている暫定措置を当分の間延長するとともに、休業中と復帰後に分けて支給している給付を統合し、全額を休業中に支給する。</li> <li>v 雇用保険料率の引下げ              失業等給付に係る雇用保険料率を、平成21年度に限り、現行の1.2%から0.8%に引き下げる。</li> </ul> <p>(有効性)          雇用保険制度のうち失業等給付については、支出が収入を上回る場合には積立金を取り崩すこととしており、また、雇用情勢の急激な悪化による受給者の急激な増加により、毎会計年度において、徴収保険料額及び国庫負担の合計額と失業等給付額との差額をその会計年度末における積立金に加減した額が失業等給付額を下回った場合には法律改正を経ずに弾力条項による保険料率の引き上げを行うことができる等、セーフティネットとして財政の安定を図るために有効な制度設計となっている。          平成19年度は収支バランスは安定したものとなり、必要な給付に支障を来すことはなかった。</p> <p>(効率性)          上記「有効性の観点」でも述べたとおり、一定の場合には法律改正を経ずに弾力条項による保険料率の引き上げを行うことができ、他方、毎会計年度において徴収保険料額及び国庫負担の合計額と失業等給付額との差額をその会計年度末における積立金に加減した額が失業等給付額の2倍に相当する額を超える場合には法律改正を経ずに弾力条項による保険料率の引き下げを行うことができる等、財政の運営を効率的に図ることができる制度設計となっている。</p> <p>(総合的な評価)          雇用失業情勢の悪化を受け、平成20年度の受給者実人員(年度月平均)は607千人と前年度より7.1%増加しており、また、基本手当給付額も前年度より増加する見込みである(個別目標2のアウトプット指標5及び6参照)。ただし、平成20年度の失業等給付関係においては、収入が支出を上回る見込みである。          また、失業等給付に係る不正受給件数については減少傾向が続いており、支給業務を担当する公共職業安定所において、法令等に基づき概ね適正な給付が行われたものと考えられる。          したがって、施策目標(雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること)について、達成できたものと考えられる。          なお、雇用保険制度については、厳しい雇用失業情勢を踏まえ、</p>	

(評価結果の分類)

i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○) ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○) (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 <input checked="" type="checkbox"/> (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 iii 機構・定員要求を検討(該当する場合に○)
(理由) 2 「現状分析」のとおり、雇用保険制度については、現下の雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能及び離職者に対する再就職支援の強化を重点に見直しを行ったところであり、引き続き適正な業務運営を徹底する。
3 施策目標等に係る指標の見直し(該当するものすべてに○)
(施策目標に係る指標) i 指標の変更を検討 ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討
(個別目標に係る指標) i 指標の変更を検討 ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討
(理由)

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	収入額(単位:億円)	25,377	28,978	28,764	22,214	集計中
	(-)	【-】	【-】	【-】	【-】	
2	支出額(単位:億円)	17,416	16,972	15,261	14,917	集計中
	(-)	【-】	【-】	【-】	【-】	
3	積立金残高(単位:億円)	16,026	28,032	41,535	48,832	集計中
	(-)	【-】	【-】	【-】	【-】	
4	不正受給の件数	11,716	9,855	8,140	7,346	7,101
	(前年度以下/平成20年度)	【92.7%】	【115.9%】	【117.4%】	【109.8%】	【103.4%】
(調査名・資料出所、備考) 資料出所:労働保険特別会計雇用勘定の決算及び業務統計による。 備考:指標1~3については現在集計中であり、平成21年9月頃公表予定である。						
【参考】厚生労働省ホームページ <a href="http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/other/syocho06/dl/7.pdf">http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/other/syocho06/dl/7.pdf</a>						

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	新たな雇用対策について	平成20年12月9日	非正規労働者のセーフティネット機能・再就職支援機能の強化を重点に雇用保険制度の見直しを行う。雇用保険の国庫負担については、雇用対策に政府が責任を担うべきであることから、その廃止・削減を行うべきでない。